



登場
ページ

今週の専門用語

12

ページ

繰越欠損金の控除上限の特例

資本金1億円超の法人を対象に、コロナ禍で生じた欠損金がある場合、最長5事業年度、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入を認める制度。産業競争力強化法上の事業適応計画の認定を受けることが要件となる。控除前の所得金額の50%相当額を超える部分は、事業適応計画に従って行った累積の投資の残額に達するまでの金額の範囲で追加控除できる。令和8年4月1日以前に開始する事業年度が対象になるものの、事業適応計画は令和4年8月1日までに開始する必要がある。

14

ページ

相続人申告登記

改正不動産登記法で創設された相続人申告登記では、①所有権の登記名義人について相続が開始した旨と、②自らがその相続人である旨を申請義務の履行期間内（3年以内）に登記官に申し出ること、相続登記の申請義務を履行したものとみなされる（ただし、遺産分割成立日から3年以内に相続登記が必要）。相続人が複数いる場合でも単独で申出が可能であり、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定も不要。提出書類は戸籍謄本で足り、法定相続分で登記する場合に比べて事務負担が少ない。

15

ページ

差押換え

税務署長が、抵当権などの第三者の権利の目的となっている財産を差し押さえた場合に、その第三者の請求により、その財産の差押えを解除し、他の財産を差し押さえること。差押換えの要件は、①滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となっていないものを有し、かつ、②その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることである。また、その請求を相当と認めない旨の通知を受けた第三者は、その財産から先に換価することを申し立てることができる。

From
編集室

◆税務署の個人・資産課税部門等では令和3年分確定申告に向けた準備が進められているが、法人課税部門の源泉担当にとっても確定申告期は重要な意味を持つようだ。
◆多くの個人徴収義務者（給与等の支払のある個人の事務所等で確定申告書の提出があるもの）と接触できる確定申告期は新規把握の絶好の機会とされる。◆一方、確定申告書の提出のない個人の事務所等の把握では、源泉担当統括官に巧みなネットワークが求められるもよう。◆源泉マニュアルには、「個人課税部門統括官への根回しを確実に行う」「機会あるごとに個人課税部門に出向くなどパイプを太くする」などの言葉が並ぶ。（TN）

週刊T&A master 第912号

2021年12月27日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい